

困ったなあに答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

認知症の母が相続した父の遺産。 兄妹で分けても大丈夫ですか？

80歳を超える元気だった父が突然亡くなり、弱かつた母が残されました。認知症です。

自宅にはこの3年ほど兄が同居しています。大手保険会社に勤める兄は若い時の結婚がうまくいかず、その後20年ほど独身なので、おそらくこのままだらうと思います。私の方は子供一人が大学を卒業して勤めていて、人が心配もありません。

父は80歳まで何やかやの役職を精力的にこなしていたので、遺産がかなりあります。1億円は下らない自宅に、預貯金と株が各1億円ほど。遺言がないので、母が半分、われわれ兄妹が各4分の1ということは分かっていて、

私は自宅は要らないので、その分金融資産を分けてもらえればと思っています。

ご相談は、母の取り分についてなのです。兄が言うには、われわれが今後母の面倒を見ていくわけだし、遠くない将来母の相続も発生するので、この際兄妹で半分ずつ分けておいた方がよくないかと。その旨の遺産分割協議書は兄が作り、登記も名義書

換も問題なくできると言うのです。なお母自身にも、祖父の相続による遺産が1億円近くあるとあります。

兄は仕事柄法律に詳しいので、それでよいのかもしれないのですが、母が認知症なのをよいことにそんなことをしたら、後々何か問題が起こるのではと心配です。主人や子供たちに迷惑をかけたくないのです。



A お母様の認知症の容態次第です。 私文書偽造罪に当たる場合があるので注意を。

お兄様は合理的な考え方の持ち主ですね。自宅は同居者が相続する場合、相続税優遇のメリットがありますが、ご自身も同居していたので、その点は変わりません。配偶者には多額の相続税免除額がありますが、お母様の相続発生時はそれがないので、結局兄妹で払う相続税額は大して変わらない、であれば面倒は1回だけでと考えておられるのでしよう。

ただ、法律的にはかなり引つかかります。

認知症とよく一言で言われますが、いくつかの段階があります。そうひどくはなく、この提案の意味も分かった上で了承してくれるのであれば、遺産分割協議書の署名は代書でもよいし、実印を押しさえすればよいのです。

しかし、その意味も分からな

いというのであれば、自分にとっては明らかな損失だし、子供らとは利益相反なので、家庭裁判所に申請して成年後見をつけてしまわなければ、法的に無効です。しかも成年後見人がそれ

で良いと言ふかと言えば、そうはならないと思います。

もちろん無効とされるには、例えばお母様に誰か代理人がついてその旨の主張をしてくることが前提になるので、現実にはそのままで済む確率が高いとは思います。

ですから、それでいいですよ

と答える弁護士もいるとは思いますが、元検事の私としてはお勧めできません。なぜならば、お母様の了解なくその署名を勝手に書くのは、私文書偽造罪に当たるからです。それを登記

所や銀行などに提出した段階で行使罪も加わり、刑罰は懲役3カ月以上5年以下です（刑法159条・161条）。公訴時効は5年。もちろんこれも誰も訴えないからいいよねという考え方もあるでしょう。

要は、お母様の容態次第ですね。成年後見をつけるほどなであれば、後々問題を生じさせないよう、自宅はお母様と兄の半分ずつの共有とし、ご相談者はその分金融資産を取れるようにして、全体で法定相続分通りに分けるのが良いと思います。